

第7回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和元年12月24日(火)
- 2 開催時間 午後4時00分開会 午後5時25分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 23名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣 利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 3名
 - 3番 小倉 豊
 - 15番 飯田 祐一
 - 22番 廣瀬 文彦
- 6 議事録署名委員
 - 14番 森 和裕
 - 16番 梶川 毅
- 7 議 事
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (4) 報告第4号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (8) 議案第4号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局出席職員
 - 事務局長 河本 伸一 農地係主任 森 慎太郎
 - 農地係主任 水野 晴基 農地係専門員 木原 一広
 - 農地係主任補 堀田 泰蔵

事務局 議長	ご起立願います。礼
中谷 会長	ただいまより、第7回帯広市農業委員会を開催いたします。
議長	(会長より、近況含め、挨拶)
	それでは、議事に入ります。
	はじめに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、諸般の報告をさせていただきます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は23名でございます。議席番号3番 小倉委員、15番 飯田委員、22番 廣瀬文彦委員につきましては、欠席の申し出を受けております。
	本日の議事につきましては、報告が4件、議案が4件、その他が1件でございます。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、14番 森委員、16番 梶川委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(水野主任)	農業委員会の主要事務の処理概要および活動等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要及び活動の朗読・説明)
議長	それではここで、室崎委員から令和元年度農業者年金加入推進セミナーについての報告をいただきます。
室崎 委員	(令和元年度農業者年金加入推進セミナーへの参加報告)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告します。
	11月分の調査結果について、兒玉調査委員長より報告をお願いします。

<p>児玉調査委員長</p>	<p>11月26日の調査ですが、報告第2号1.現況証明の附番36から40の5件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>以上で、11月分の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、12月分の調査結果について、石崎調査委員長よりお願いいたします。</p>
<p>石崎調査委員長</p>	<p>12月10日の調査ですが、報告第2号1.現況証明の附番41から43の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>2.農地法第5条の転用に係る完了の確認についてですが、附番8の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。</p> <p>3.農地法第5条の一時転用に係る復元完了の確認についてですが、附番4の1件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。</p> <p>以上で、12月分の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、両調査委員長からの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第3号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(水野主任)</p>	<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。</p> <p>(報告第3号、附番3から4のあっせん委員指名の専決処分及びあっせんによる売買の成立2件について朗読・説明)</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第4号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(水野主任)</p>	<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。</p> <p>(報告第4号、附番7から8の2件について、調整委員指名の専決処分及び調整結果を朗読)</p> <p>附番7の申出者は規模縮小、附番8の申出者は非農家です。なお、調整の結果はいずれも不調となっております。</p>

議 (委 員)	長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議	長	<p>特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(水野主任)		<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番20から26の7件の合意解約について朗読・説明)</p> <p>以上附番20から26までの7件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p>
議 (委 員)	長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議	長	<p>ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)		<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番21から31の贈与による所有権の移転3件、売買(相対)による所有権の移転2件、経営移譲に伴う使用貸借権の設定1件、相対による貸借権の設定2件、関与法人への売買による所有権の移転1件、売買(あっせん)による所有権の移転2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上、附番21から31までの11件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議	長	<p>それでは、議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番22について、兒玉委員よりお願いいたします。</p>
兒 玉 委 員		<p>附番22について、意見を申し上げます。</p> <p>受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。</p>

議	長	<p>これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
濱野委員		<p>続いて附番23について、濱野委員よりお願いいたします。</p> <p>附番23について、意見を申し上げます。</p> <p>受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。</p>
議	長	<p>これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
山崎委員		<p>続いて附番25および28を一括して、山崎委員よりお願いいたします。</p> <p>附番25について、意見を申し上げます。</p> <p>借り主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。</p>
議	長	<p>これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p> <p>続いて、附番28について、意見を申し上げます。</p> <p>借り主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。</p>
堀口委員		<p>これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番26について、堀口委員よりお願いいたします。</p> <p>附番26について、意見を申し上げます。</p> <p>受け人である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、これまでも申請農地で営農を行っております。</p>
議	長	<p>農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p> <p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)		農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画

の案について決定を求めます。

(議案第3号、一般分 附番52から59、62から64の賃借権の設定11件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

なお、附番60および61につきましては、借主側から取下げの申し出があったことから、欠番となっております。

事務局(木原専門員)

(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う賃借権の設定附番6の1件、所有権の移転附番31の買入1件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

議 長

これより議案の審議を行います。本案件中、一般分 附番59につきましては、廣瀬智美委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。

【廣瀬智美委員退席】

議 長

それでは、一般分 附番59についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議がございませんので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

【廣瀬智美委員着席】

議 長

引き続き、一般分 附番59を除く10件および公社分2件についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議がございませんので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(木原専門員)

農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。

(議案第4号、附番7から8の2件について朗読・説明)

議 長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長	<p>ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>続いて その他 に入ります。</p> <p>「農地を譲渡した場合の譲渡所得特別控除について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(水野主任)	(農地を譲渡した場合の譲渡所得特別控除についての説明)
議 長	ただいまの説明に対するご質問等はありませんか。
兒 玉 委 員	農用地利用改善団体の整備が難しく、人数に関する規定は無いとの説明であったが、面積に関する規定はあるか。
事務局(水野主任)	面積に関する規定は無い。区域設定は集落単位もしくは町内会単位となっている。
兒 玉 委 員	資料の図を見ると、区域設定の飛び地はダメと読み取れるが、実際はその区域に属する人が隣の区域に飛び地で農地を持っていることが多い。その場合はどのような扱いとなるのか。
事務局(水野主任)	国の見解では、所有地ベースではなく集落等の土地ベースと考えている。もし飛び地があれば、その飛び地を大きく括ってその間の土地も区域に入れることとなるため、現実的ではない。
議 長	他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上でその他を終了いたします。
	次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(水野主任)	(事務局から連絡事項の説明)
事務局(森主任)	
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はありませんか。
(委 員)	(なし)
中 谷 会 長	(年末を迎えるにあたっての挨拶)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。